**＜新旧条文の対比様式例＞**

＜変更しようとする箇所を記載した書面＞

新　旧　条　文　の　対　比

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　**新　条　文**　（役員の定数）　第２４条　役員の定数は次のとおりとする。（１）理事　８人（２）監事　右に同じ  | 　　　　　　　　**旧　条　文**　（役員の定数）　第２４条　役員の定数は次のとおりとする。　（１）理事　７人　（２）監事　２人 |

（注）役員の定数は確定数にするのが望ましいが、やむをえず役員の定数に幅をもたせる場合は、

次の点に留意すること。

１．役員の定数は単に「何人以上」又は、「何人以内」と記載しないこと。

２．定数の上限と下限の幅は、下限の３/１以内にすること。

（例）　下限が１０人の場合

１０人÷３＝３人　（少なめに計算する事）

「１０人以上１３人以内」とするのが適当。

３．定数の上限と下限の差が１名のときは「何人又は何人」と記載すること。

**新旧条文対比の記載の方法**

1. 条文を新たに追加する場合

例えば、57箇条をもって成り立っている定款の内、10条の次に１条を追加する場合、｢第11条を第12条とし、以下１条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の１条を加える｡」　として、新条文を記載すること。第11条　○○○○○○○○○○○○○○。

1. 項、号を新たに追加する場合

(ア）に準じて行う。

「第○条中、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える｡」「第○条第○項中、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える｡」として

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　条　　文（黒書） | 旧　　条　　文（黒書） |
| （　　　　　　）第○条　右に同じ２　○○○○○○○○○○○○。３　右第２項に同じと記載すること。 | （　　　　　　）第○条　○○○○○○○○○。２　○○○○○○○○○○○○。 |

1. 条文を削る場合

「第４条を削り、第５条を第４条とし、以下１条ずつ繰り上げる｡」とし、旧第４条の条文を記載すること。第４条　○○○○○○○○。

1. 項、号を削る場合

「第○条中、第２項を削る｡」として

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　条　　文 | 旧　　条　　文 |
| （　　　　　　）第○条　右に同じ２　右第３項に同じ３　右第４項に同じ | （　　　　　　）第○条　○○○○○○○○○。２　○○○○○○○○○。３　○○○○○○○○○○○○。４　○○○○○○○○。 |

と記載すること。

1. 条文の一部改正をする場合

「第○条第３項中、｢△△△△」を「××××」に改める｡」

として

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　条　　文 | 旧　　条　　文 |
| （　　　　　　）第○条　右に同じ２　右に同じ３　○○××××○○○。 | （　　　　　　）第○条　○○○○○○○○○。２　○○○○○○○○○。３　○○○○○○○○○○○○。 |

と記載すること。

1. その他の定款変更で留意を要する事

①　組合の地区を改正する場合

※郡部で複数の町を記載する際は、郡部の町の２分の１以上が地区に包含される場合は、○○郡のみの記載でよい｡ また、包含される町の２分の１以下の場合は○○郡○○町、○○郡○○町（郡が同じでも町村が違う場合は○○郡を明記する｡）と記載する｡